

秋田海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、秋田海区管内の漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図るため、まき餌使用の制限を次のとおり指示する。

令和元年6月25日

秋田海区漁業調整委員会会長 加藤和夫

1 指示の内容

遊漁者は、第一種共同漁業である共第4号（平成25年9月2日秋田県告示第404号）の漁場区域において、次に定める区域及び期間に、まき餌を使用してはならない（ただし、港内（泊地及びそれに接する航路）は除く。）。

(1) 男鹿市畠漁港西黒沢分港西黒沢防波堤の先端中心点とその真北への延長線上の第一種共同漁業である共第4号との境界線の交点を結んだ線と基点第6号（男鹿市北浦入道崎と同市戸賀との境に設置した標柱）から247度21分1,500メートルの点までの線の間においては7月1日～8月31日

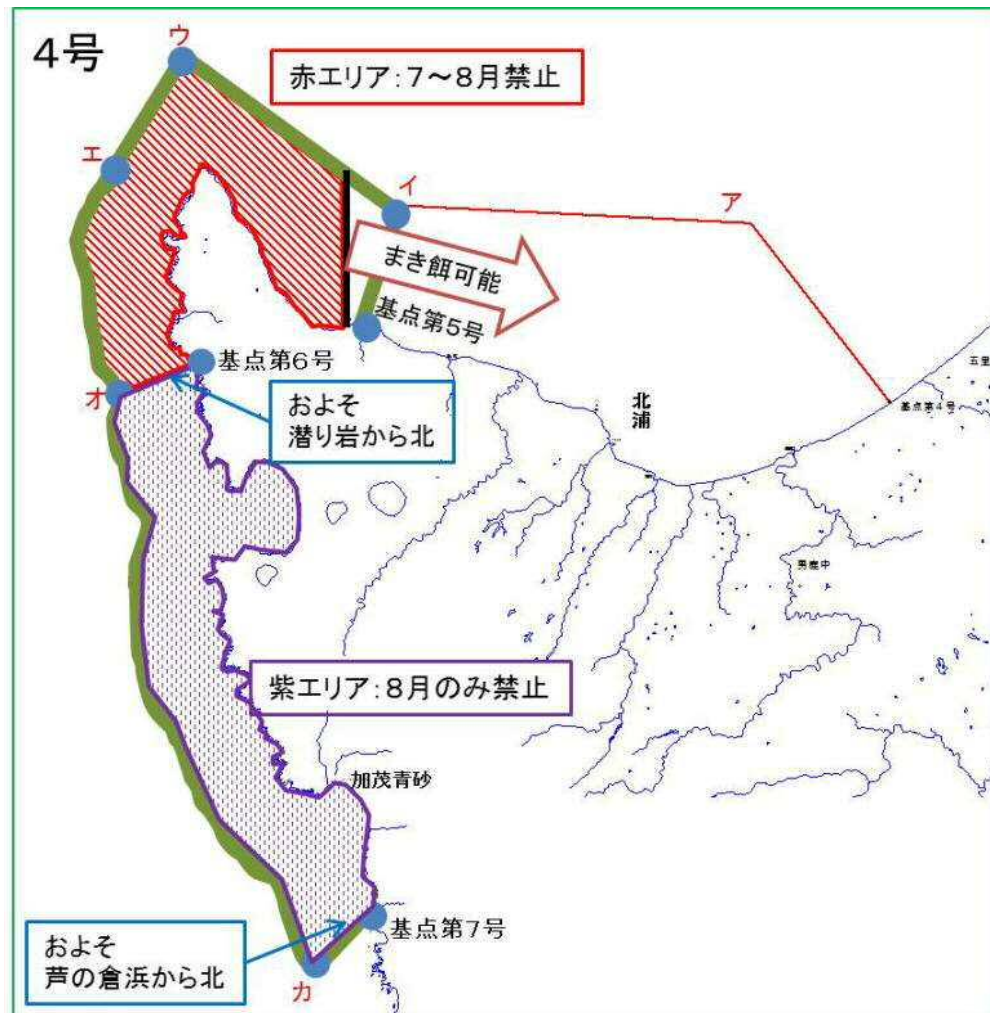
(2) 基点第6号から247度21分1,500メートルの点までの線と基点7号（男鹿市戸賀字加茂と同市船川港本山門前との境に設置した標柱）から224度31分1,500メートルの点までの線の間においては8月1日～8月31日

2 遊漁者の遵守事項

遊漁者が水産動植物を採捕する場合は、漁業の操業を妨げてはならない。

3 指示をする期間

令和元年6月25日から令和2年12月31日まで



※注意事項

- ・まき餌の使用後はゴミの処分を適切に行ってください。
- ・漁業の操業を妨げることがないようにしてください。